

貸付金の不良債権化の防止にご協力をお願いします!

共済組合では、組合員の皆さん及びそのご家族の生活の安定と福祉の増進を目的として、組合員の臨時の支出に必要な資金や住宅又は土地取得のために必要な資金の貸付けを行っています。

● 貸付金の原資と不良債権

組合員の皆さんから所属所を経てお申込みいただいた貸付けについて、共済組合貸付規則及び同施行細則に則り、厳正なチェックを行い貸付けの可否を判断しております。

月によっては申込みの合計金額が三千万円を超える場合もある貸付けですが、では、貸付金の原資はなにか、ご存知でしょうか。

実は、組合員の皆さんが退職された後、生活の支えとなる**貴重な年金資金を原資**としているのです。

そのように貴重な原資を基に貸付事業を運営している中、問題になるのは**貸付の不良債権^(※)化**です。

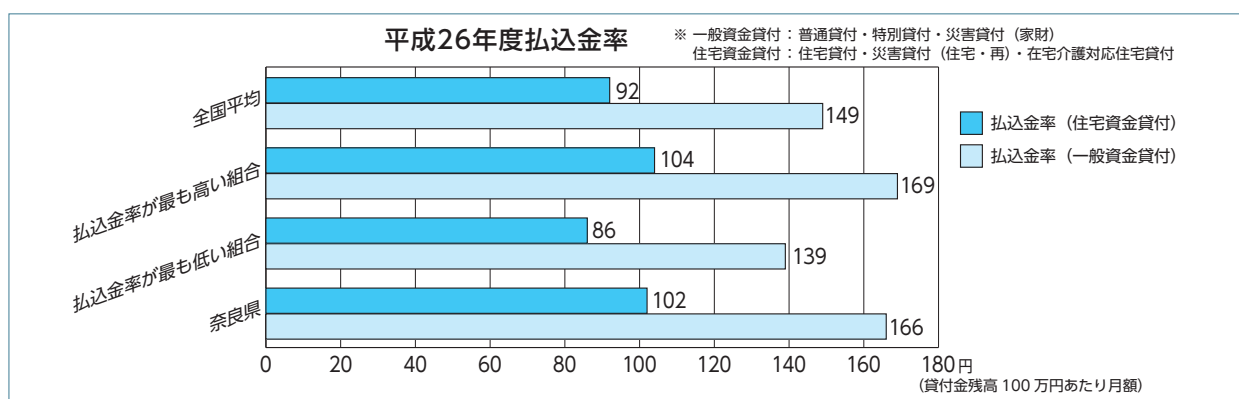
※不良債権…回収が困難となった債権であり、元本又は利息の支払が3カ月以上滞っている場合や、当初の条件どおりに返済できない場合の債権を指します。

● 不良債権が及ぼす影響

貸付の未回収の債権については、全国市町村職員共済組合連合会が代表契約者となる民間損害保険の保険金をもって補てんしています。この保険金は、全国の共済組合が共同で拠出したお金を利用していることから、**貸付けの不良債権化は全国の共済組合に影響を及ぼすこと**になります。

また、未収債権を補てんする払込金(保険料)は一律ではなく、貸付けの不良債権割合(事故率)を加味して算出されますので、**不良債権化した債権が多ければ多いほどこの保険金の払込金率は高くなる**ということになります。

下のグラフのとおり、**本組合の払込金率は全国平均と比較しても高く、「払込金率が最も高い組合」に近い状況**です。



● 不良債権回収への取り組み

本組合でも不良債権の回収に取り組んでいるところですが、実際には他の金融機関などからの借入がある場合も多く、全てを回収するのは難しい状況にあります。

そこで、まずは「**不良債権化してしまう貸付け**」を防止すべく、**申込みのあった貸付けについて正しく貸付金**が使用されるか、また、**申込者(組合員)の償還能力は確かか**等について、本組合では**厳しくチェック**しています。

● 貸付制度について、一層のご理解とご協力をお願いいたします!

本組合において、既に貸付金を借り入れていらっしゃる方、又は今後新たな貸付けをご希望の方におかれては、本組合の貸付事業の現状をご理解いただくとともに、貴重な年金資金を原資としているという事実をご承知いただき、ご自身の資金の借入状況や償還能力等を十分ご確認ください。

今後も健全な貸付事業の発展を図るためにも、引き続き貸付けの不良債権化防止へ一層のご理解とご協力をお願いいたします。